

# 大友家臣の氏姓門閥

— 国衆の解釈 —

橋本操六

## 一 問題点の所在

豊後守護職に補任された大友氏の本貫地は周知のように相模國大友莊である。初代能直・二代親秀の豊後入國は否定され、久しいが、庶家及び代官らの豊後入國は諸史料によつて証明されている。惣領家の豊後入國は三代頼泰を最初とするが、下向の原因については諸説があり定説はない。一方、大友姓氏族及び関東から下向した諸氏に対し、在來の豊後諸氏には、豊後大神姓・日田大藏姓・豊後清原姓で代表される武士団がいた。さらに、後世に及んでは他国から来住し、大友氏に仕えた諸氏がみられる。以上の諸氏は、後に御同紋衆・御一紋衆・御下り衆・國衆・新參衆などに分類されるようになるが、國衆・新參衆の解釈には諸説がある。

かかる氏姓門閥にかかわる史料をまず紹介すると、最も古い年代を表示しているのが、天正十一年（一五八三）小春二十三日付け「大友部下姓氏付」<sup>(1)</sup>である。この史料は、いつかの時代に裏打されており、その端裏に「大友部下姓氏付」の七文字を記している。したがつて、端裏書は裏打後の作為になるもので、本文とは時代を異にする。次に本文には大友姓として別当家以下五九家を記すが、その首部には「大友氏」とある附箋（小紙）を貼る。これも本文と一具のものとはなし得ないと考える

方が妥当である。以下、「大神氏」と表示し、佐伯等三九家をあげる体裁のもとに、一八姓一四〇家をあげ、最後に「未考」四六家をあげる。

「豊陽志」<sup>(2)</sup>は、まず「御同紋衆之事」として、国東郡田染牧城主古庄党、大野郡（直入郡の誤）竹田岡城主志賀党をあげ、次に大友能直の豊後下向に従つた首藤・衛藤・舞林（舞及び林の二氏の意か、若林氏の誤りか不明）・高山・中斐瀬・矢野氏は、割若荷つまり杏葉の紋を許された同紋衆とすると共に、その外一族庶子家を同紋衆としてあげる。次に「緒方一族三十七家」を列記したあと、大神氏の出自について触れる。続いて「諸氏百五十家之事」として各氏をあげ、最後に他国よりの出仕者を「新参衆」としてあげる。さらに、「増補訂正編年大友史料」の編者田北学氏は一本によるとして、宇佐姓一七家、清原姓一六家、

藤原姓古庄一族三家、藤原姓本庄一族六家、藤原姓斎藤一族一〇家、紀姓八家等「諸氏百五十家」をあげる。

「両豊記」<sup>(3)</sup>は、「大友先祖より肉身の筋目相続の一族を御紋の衆と云ふ。古昔より九州の四姓とて、丹部・漆島・宇佐・大神と云あり、其外、当國の諸士に藤原氏あり。清原氏あり。惣て他国の幕下を相交て、國衆と云ふ。先祖能直、当國下向の時、随身して来りし諸士の筋目を下り衆と云ふ」と、前二史料にない分類をしている。

このほか、門閥を示す史料に「大友家臣城主姓氏録」<sup>(4)</sup>がある。まず、能直の庶子家詫磨・帶刀・一万田・志賀・田原の各後胤一七家を、続いて二代親秀の庶子家戸次・挾間・野津・木付・田北の各後胤二一家と、五代貞親の次弟入田氏をあげる。以下、古庄党一二家に始まる二三姓二三七氏をあげ、全て大友家中の城主とする。また、門閥の表示はしないが、家臣団を列記したものに「大友家三代侍附」<sup>(5)</sup>がある。まず、義鑑代は、城主・御家老として臼杵鑑速・吉弘鑑理・小原右波（並）・吉岡宗歛（長増）・田北紹鉄（鑑重）・朽網鑑康をかかけ、以下いろは順に当該侍衆をあげる。なお、前記家老六名中、小原・吉岡については城主の表示はない。いろは順の侍衆には城主・侍大将・御旗頭等の肩書を付したもののか、単に氏名のみを記すものもある。また、「二階崩れの変」に関係した人物には「謀反人」の表示がなされている。城主二二名、侍大将四五名、旗頭二名、その他である。旗頭二名は本庄但馬守・中庄村左衛門で、「両豊記」「豊筑乱記」にみえる「氏姓遺恨之事」の当

事者である。

義鎮時代としては、家老に佐伯宗天・田原紹忍・田北鑑周・吉弘鑑理・志賀道輝・臼杵鑑速・小原右並（鑑元の誤なるべし）・吉岡宗歎・田北鑑重・吉弘鑑信（鎮信の誤なるべし）の一〇名をあげる。城主と明示されるのは佐伯宗天のみである。なお、家老以下の氏名には誤記がかなり見受けられる。以下、義鑑時代同様いろは順で列挙する。城主三八名、侍大将五一名、足輕大将一名、御乗馬一名がみえるが、旗頭の表示はない。共に豊後を中心に、豊前・筑前・筑後・肥後五か国に及ぶ。

以上の史資料に示される家臣団の氏姓門閥の抗争を端的に物語ったのが、江戸期の「兩豊記」・「豊筑乱記」に見える「姓氏（氏姓）意恨之事」である。内容は、享禄三年（一五三〇）春、大友一族清田越後守が國衆（忽て他国の幕下を相交て國衆という）である本庄但馬守・中村左衛門佐（此兩人元来他国者）を攻めて自刃させた事件で、原因は府内城大番役所の番帳の大友一族筋目の人々の名字を本庄・中村が墨で抹消したといい、その行為は御紋衆を妬んだものであるので、それを捨ておけば國衆の驕心を募らせるだけだとする御紋衆との対立であるとする。<sup>(7)</sup>

このことについては、「大友家文書録」にも記録されているが、文書による裏付けはなされていない。ところが、「増補訂正編年大友史料」の編者田北学氏は、「左之文書、其文句に異様なる箇所あるも、真正なる物に相違なき文書原本也」として次の方を収録している。<sup>(8)</sup>

加来右衛門太輔・清田越後守□□□□節、早々館堅固ニ相守段、神妙尤之事ニ候、追而可加重有候、猶々軍勇肝要可有候、  
吉弘左近介可申候、恐々謹言、

四月三日

義鑑（花押）

清田越後守殿

編者田北氏は、四字の欠字分に「氏姓意恨力」と補っている。また、史料には編者も指摘する「重有」「軍勇」という異様な字句が見える。また、大友家発給の文書書式で通常に見られる「肝要候」を、「肝要可有候」とし、「誰々可申候」と結ぶ

場合は、その上に「猶」の一字があるにもかかわらず、これが欠落していること、「猶々軍勇…」の用例は、追而書とか猶々書と呼ばれる追伸に用いられる用法で、本文中での例はないなど、書式的にも疑問が多い。さらに決定的な疑問点としては、義鑒の花押が似て非なる点である。したがって、本史料は「氏姓遺恨」を伝える史料が皆無の中にはあって、発見の喜びのあまり、冷静な編者の目を瞬時に盲目にした感が強い。

以上のことから、本稿では氏姓遺恨の根幹をなす門閥のうち、國衆とは如何なる性格を有するのか、野史にいう一紋衆以外を指すのかを問題点とするものである。

## 注

- (1) 「大分県史料」一一巻速見諸家文書所収志手環文書、「増補訂正編年大友史料」一五巻三六九号。
- (2) 「増補訂正編年大友史料」一五巻三六七号。
- (3) 「右同」一五巻三六三号。
- (4) 「右同」一五巻三七〇号。
- (5) 東京大学史料編纂所影写本（後藤頑田写）。
- (6) 「大分県郷土史料集成」戦記篇〔〕所収。
- (7) 「大分県史料」三二巻、「増補訂正編年大友史料」一五巻所収。
- (8) 「増補訂正編年大友史料」一五巻三六六号。

## 二 国衆とその解釈

國衆を大友一紋衆以外で、大神姓緒方一族を指すという説を採用していた田北学氏は、「増補訂正編年大友史料」編纂時には、「豊後国内大友氏麾下の士に三種の出身家門別あり。其一は大友氏の一族分家六十二家を始め、建久の昔、大友氏の入部

に随従して豊後に下り来れる諸士にして、之等は大友宗家の紋杏葉を許さるに依りて、御同紋衆又は御紋ノ衆と称せらる。其の二は大友能直が豊後守護職に補任の以前より豊後に土着し土豪として其の威を振ひし大神緒方の一族三十七家之内に属す。此一族は主として大分郡以南大野・直入・海部郡に大なる勢力を張り、新来の大友一族と拮抗せり。其三を新參衆と称し百五十家あり。之等三門閥の間に常に派閥争ひ勢力争ひ行はる。（中略）。在來の郷土史籍にては大神緒方の一族三十七家を國衆と称す。之は誤也。後掲永禄四年九月廿七日付の到津文書を見よ。「二老國衆の返事案文」也。而して二老とは連署八名中の吉岡長増と臼杵鑑速の兩人を指す。而して國衆とは残の六名即ち一万田鑑実、木付鎮秀、朽網鑑康・清田鑑述・志賀親度・田原親宏の事也。而して此六名は全部大友一族分家にして大友家臣分家中重要な家のみ也。されば國衆とは大神緒方一族の意に是非ず、（中略）。室町幕府に國持衆及び准國持衆と称する家格の家あり。之に倣ひて大友家に於ても庶流中の有力なる家を國衆と呼び、其家督等の中より大友家加判衆即ち家老職を選任せるものなるべし。或は又國衆は何々郡衆、何々寄合衆、何々切寄衆等に対する呼称ならんか。詳しくは後の研究に俟」と、國衆イコール大神緒方一族説を否定した。

この説に反対の立場、すなわち國衆イコール緒方一族説を唱えたのが外山幹夫氏である。氏は、「大名領国形成過程の研究」（第二編第二章第一節家臣團の編成<sup>(2)</sup>）で、「國衆とは國人衆の意であつて、大友氏の庶家のみを以てこれに充てられることには賛成しかねる。なおその際、「大友公御家覚書」によると、「國侍」（＝國衆）は緒方（＝大神）氏一族のみを指し、これ以外の清原・紀氏等の一族は含んでいない。ただ國衆の概念も必ずしも安定したものではなかつたらしい。この点について田北学氏が指摘された例（同氏前掲・「続編年大友史料七」一四二ページを指す）以外にも、田原宗危・志賀道輝・一万田宗慶・吉弘宗・伊等の者（大友氏一族）を國衆と称した事例は認められる（「柞原八幡宮文書」天正五年六月一日、柞原宮造宮國東郡間別調除分注文）。しかしこれが本来の國衆の意を正確に表わしたものであるとは考えられない。ただ先の「大友部下姓氏附」に於いて、大神・臼杵氏等、本来國衆であるべきであるに拘わらず、同紋衆に編入せられているものがある。【大友公御家覚書】でも同様の区分を立てている。これは鎌倉期幕府或いは大友氏が大神氏一族を滅亡させた後、一族を名跡相続させたり、或いは養子に送り

込むなどして、いわば大友氏系大神氏・臼杵氏としていたこと（序論第二章第一節）によるものである」と、反対の論を展開している。芥川龍男氏も同じ立場をとる（『豊後大友氏』）。

田北説と同じ立場に立つのは西村圭子氏の「豊後大友氏の知行制の性格」<sup>(3)</sup>であり、外山説は狹間久氏の「豊後大友物語」<sup>(4)</sup>、秦政博氏の「氏姓意恨」（『大分の歴史』第四巻所収）<sup>(5)</sup>にも見える。筆者も「大友氏奉行人の変遷と時代考証」において、加判衆構成の変遷原因に、大友惣家の内紛をあげ、同時にその内紛を助長している奉行人（加判衆）の謀反、御同紋衆・お下り衆と御国衆の反目等があげられるとした。つまり御国衆は大友入部以前の豊後国生え抜きの武士と理解していた。

外山幹夫氏は前述したように、國衆とは國人衆の意であり、大友氏の庶子のみを以てこれに充てるべきでないとして、田北説を批判した。つまり、國人衆とは在来の豊後武士を含む大友家臣団の全てについての呼称であるとする立場に立っていると考えられる。

ここで、南北朝期以降の史料に見える「國人衆」という語句を抽出して、國人衆と門閥との関係を眺めてみたい。まず、正平三年（貞和四年・一三四八）九月日付け阿蘇惟澄軍忠申状に、「…義長代官古子次郎則構城郭於彼所之刻、玖珠・日田以下豈後国人等數百騎令発向之間…」とあることから、守護大友氏の支配権力が直接及んでいない玖珠・日田の在地武士団の代名詞とも受けとめられなくもない。しかし、南北争乱期にあって中立的立場は許されるはずもなく、貞治五年（正平二十一年・一三六六）正月二十三日付け、大友九代氏継あて將軍家足利義詮御教書に、「豊後國々人等…」とあるように、豊後国一国的にとらえられているのが当然である。

御教書の内容は、豊後国々人等が所務について確執に及ぼうとしているとの情報のもとに、重大局面に立たされている九州にあって、私合戦に及ぶのは甚だ不都合である。直ちに禁制を加えよと命じたものである。このことについて渡辺澄夫氏は、「大分県史」中世篇Ⅱ<sup>(9)</sup>で、「所務問題を中心として国人が私合戦に及ぼうとするところから推察すれば豊後国内の一部局地的な事項ではあるまい」とし、「具体的にいうと、探題もいらず、前途の見通しも立たない当面の危機乗り切りに対する、國人衆

の路線争いにまで発展したものではなかろうか」と論じ、さらに「北軍一辺倒の大友惣領家の行き方に対する、一部国人衆の批判勢力の、絶対優勢の南軍に属しようとする、路線変更の深刻な対立が発生したもの」と推察している。この論は更に展開するがその中での国人の取り扱い方をあげると、私合戦の停止を図ろうとしたのは、「彼（氏継）一人の発案ではなく、重臣および国人衆の意向と要望を汲みあげ：」「一族および味方の国人衆」「大友氏家臣や味方の国人衆」「…その中心人物は田原氏能に代表される大友一族・重臣、および豊後国人衆：」「以上を要約すれば、大友氏の両統交立の原因は、危機を乗り切るための大友氏一族、重臣および国人衆の要望として提起された方策と考えられる」と、随所に国人が登場する。さらに、北軍路線を支持した国人衆の中心勢力に、角達一揆をあげている。そして最後に、「家人や国人と呼ばれる在国武士の動向が、守護の職権行使を可能とするかの鍵であったが、やがては、守護の家の相続問題や守護自身の政治的な去就まで左右するようになる」とする、永享ごろの出雲の守護京極家の例で示された佐藤進一氏提起の、好適例であると考えるとしている。

渡辺氏の論旨には賛成であるが、論述中にみえる、大友一族・重臣・国人衆・角達一揆の関係が今一つ定かでない。つまり、大友一族と重臣との関係、さらに大友一族・重臣と国人との関係は、それぞれ別個の性格のものであるのかどうかの点が明確でない点がそれである。例えば、角達一揆を構成する武士の中の大友一族は、単にいう大友一族にはならないのか、北軍路線を支持した国人衆の中心勢力が角達一揆とするならば、大友一族や重臣は国人とはいえないのかということである。論旨全体からすれば、大友惣領家以外の武士団を国人層としてとらえているように考えられる。

次に、大友持直と大内盛見の確執が散見できる、「満済准后日記」から、室町時代の国人について眺めてみると、まず永享四年（一四三二）五月二十二日条に、<sup>(10)</sup>「題目ハ豊後國人大友若党共也肥田・田原・佐伯等ニ……」とある。満済の国人の理解は、大友若党と呼ばれる日田・田原・佐伯等有力者に限定し、下級武士団は国人として把握していないようにも受けとめられる。しかし、永享五年十二月十五日条には、<sup>(11)</sup>「一旦府中を脱出した持直が、再び府中に入ったことについて、「大友中務大輔持直又豊後へ帰入、國者共如元引入了云々」と、持直支持の国人衆の存在を明らかにしている。当時の情況は、大友親綱や大内軍等

の幕府勢が府中に駐在していたことから、日田・山原・佐伯氏ら有力家臣団の大々的な行動は考えられず、各地に散在する下級武士団の一揆的行動が、持直の府中帰入を実現させたと考へる方が妥当であろう。以後、政親・義右父子対立に際しての政親書状にも、「此方のしき存知のことく、國の人々同心に申たんし……」等国人衆の表現がみえるが、氏姓遺恨事件でいう門閥的な意味の国人は見当たらない。

## 注

- (1) 「増補訂正編年大友史料」一五卷三六三号首註（二〇四~二〇五頁）。
- (2) 昭和五十八年一月二十日 雄山閣出版。
- (3) 「続莊園制と武家社会」所収、昭和五十三年一月 吉川弘文館。
- (4) 昭和四十八年十二月 大分合同新聞社。
- (5) 「大分の歴史」所収、昭和五十三年八月十五日 大分合同新聞社。
- (6) 「豊日史学」第二十七巻・二十八巻合輯号所収、昭和三十五年十一月。
- (7) 「増補訂正編年大友史料」六卷三六八号。
- (8) 「右同」八卷一九号。
- (9) 昭和五十九年三月 大分県。
- (10) 「増補訂正編年大友史料」一〇卷一一四号。
- (11) 「右同」一〇卷一六五号。
- (12) 「右同」一二卷三四二号。

### 三 新 参 衆

新参衆は、「両豊記」によると、他国より大友家を慕い来て仕官した武士団という。外山幹夫氏は、新参衆への加入の実例として、「雖長々在城辛劳候、加新衆候、申談弥堅固に勤番頼入候、猶田北大和守可申候、恐々謹言」とある史料をあげる。<sup>(1)</sup>この文書は天文二年かと推定されている九月二十七日、大友義鑑より長野伯耆守にあてられたものである。

外山氏は、同紋衆・國衆・新参衆の編成・区分が豊後在住者に限定されるとしながら、例外として前記史料をあげる。内容は、豊前の長野伯耆守は某城の城番の軍労により、大友義鑑から同国在住のまま、新参衆に編成されたという。また、「田北学氏は、この長野氏を豊後玖珠郡の長野氏としておられる（同氏「続編年大友史料九」一七一ページ）。この長野氏が豊後領主であるならば、自動的に新参衆に編成されている筈であり、こと改めてこうした書状が発せられる必要はない。従つてこれは豊前の長野氏とみるべきであろう」と注している。

長野氏の本貫地が豊前であるとするならば、外山氏の説も成立するかも知れないし、田北氏のいうように玖珠郡の士であるとすれば外山氏の説は否定されることになる。田北氏が長野氏を玖珠郡士とする理由は、義鑑書状中に見える田北大和守は玖珠郡の方分であるから、その方分が詳細を伝える長野氏は当然玖珠郡士であるとする立場に立つ。筆者も田北説に賛成であるが、まず当時の豊前的情况を簡単に述べてみたい。

前記文書が発給されたと考えられる天文二年の前年、即ち天文元年十月には妙見岳城をめぐる大友・大内の攻防が開始された。本格的な攻防は十月晦日、十一月九日、同月十四日の三回であるが、翌二年正月十日の合戦で大友勢は敗退帰国する。一方大内方は豊後攻略の手はじめに、玖珠郡士森氏らの謀反を誘うが失敗した。そこで二月から四月にかけて速見郡鹿鳴越侵略を展開する。反面、翌三年四月には玖珠勢が豊前に出陣するという状況がみられる。

かかる状況下で、豊前長野氏が大友方として豊前の某城の城番を勤務していたとは考え難い。また、天文三年二月二十三日

付け田北親興書状に<sup>(2)</sup>、「親員人衆、岐部・野上・森・帆足人衆大手負仕候」と見えることから、田北大和守親員は玖珠郡衆を把握する立場、つまり玖珠郡の方分としての行動は明確で、その方分が詳細を伝える長野氏は玖珠郡士であるとするのが妥当である。

次に、新参衆編成の存在を示すという「加新衆候」についてみたい。この四文字の読みを「新衆に加え候」と読めば外山説も成立するが、前段の「長々在城辛労に候といえども」と、後段の「申し談じ、いよいよ堅固に勤番頼入り候」とある城番問題と全く異質の四文字が搜入されていることになる。したがって、この四文字は「新衆を加え候」と新手の城番用員を送り込んだと読み取るべきにあろう。とすれば、前述した前段と後段とを結ぶ文言として何の異和感もないことになる。文意は、「長期間の在城は大変な苦労で、現状のまま城番を頼みたいが、新しく兵を送り込むので、十分協議の上、今後とも堅固なる城番を頼み入る」となり、何の異和感もない。この新衆送り込みは、豊前を掌中にした対大内政策であることは論をまたないであろう。したがって、この史料は門閥関係を示すものとしては採用されないことになる。また、外山氏が注で述べる。「長野氏が豊後領主であるならば、自動的に新参衆に編成されている筈であり…」も、長野氏は清原姓玖珠郡衆であり、門閥的には国衆の範囲に入ることから、自動的に新参衆に編成されることはない。

## 注

- (1) 「大名領国形成過程の研究」第二編第二章第一節、昭和五十八年一月 雄山閣出版。
- 〔増補訂正編年大友史料〕一六巻一六八号。
- (2) 「増補訂正編年大友史料」一六巻二五九号。

#### 四 条々にみえる門閥

大友氏の戦国大名化の指標として、義長条々があげられる。内容的にはまだ検討の余地が十分あるが、永正十二年（一五〇）十二月二十三日付け大友義長条々第十二条に、「一姓親類与力曲事候、於理非分別之沙汰者、一姓・他姓之合力不可入事」の一条がある。一見門閥関係史料ともみえるが、この場合の一姓とは一紋という意味ではなく、大友とか大神あるいは清原という広い意味での姓氏グループを指すものと解せられる。つまり、一姓集団内部での寄親・寄子関係、あるいは一揆・寄合中・衆中という集団結成は禁止するとの意味であると考えられる。後段は、物の道理を判断し行動する場合は、他姓との合力は禁止する。つまり一姓内部での解決を要求したものと考えられる。したがって、第十二条は家臣団統制に当たって、一姓の團結を禁止することで勢力の強大化を防ぎ、また他姓との合力による理非分別の沙汰を禁止することで、同様に家臣団勢力の強大化を防止しようとした条項と考えられる。つまり、全ての家臣を大友家が直接把握する組織を確立しようとしたものであろう。したがつて、第十二条は門閥関係史料とはいがたいのである。

次に義鑑条々第一条「国衆加判衆一意之事」と第十一條「加判衆之儀者可為六人事付為紋之衆三人他姓衆三人事」についてみたい。この条々は天文十九年（一五五〇）に発生した大友家最後の内紛で、俗に二階崩れの変といわれる大友義鑑逆遂事件で、義鑑が死に臨み書き遺したものとされる。

先学の見解から眺めると、まず狭間久氏は、「第一条に『国衆加判衆一意之事』として 国衆（国侍）と加判衆（家老）の一致協力を説いている。これにつけ加えて奉行（家老）として田北大和守（鑑生）、一万田彈正忠（鑑相）、臼杵四郎左衛門（鑑速）、吉岡越前守（宗歎）、小原四郎左衛門尉（鑑元）を推挙している」と述べ、第十一條については「加判衆は六人とし同紋衆（大友一族ら）三人、他紋衆三人にせよとしている」と述べる。<sup>(3)</sup>

芥川龍男氏は、「第一条と第一二条は関連しており、国衆と加判衆は心を一つにすべきであり、加判衆は同紋衆三人、他姓

衆三人の六人で編成するよう述べている。（中略）國衆については大友氏庶家の有力なものという解釈もあるが、他姓衆で、  
大友氏豊後下向以前から当地にあって勢力基盤を形成していた有力在地領主と考えたい。後掲の附録「大友公御家覚書」も  
この解釈をとっているし、「豊陽志」、「大友家文書録」も同様であり、いわゆる國衆・國人と同義であるといえよう」と  
いう。<sup>(4)</sup>

奏政博氏は第一条について、「外様的有力家臣と譜代的な重臣の一致協力せよ」というわけ。國衆の方は、その系譜からして  
も冷遇され、加判衆とはあまり仲がよくなかった。彼らは、いつもネタミ根性をもっていた」とし、この反目をおさえるため  
両者の一意を求め、第一条として据えたという。さらに田北ら五名を奉行に推挙したとし、第十一条は普代の重臣だけではなく  
く、外様系の家臣（他姓衆）をも優遇せよという方針を示した、とする。<sup>(5)</sup>

外山氏は、まず第十一条について、「他姓衆というのは主として國衆を指すとみられる。対立関係にあつた大友氏一族譜代  
による同紋衆と、國衆から同数を選出し、両者の一致協力による支配体制の確立を狙つたものとみられる」とし、続いて第一  
条がこれを証明するとする。続いて田北ら五名については、「ただしその員数について、その置文自体すでに規定した六名で  
はなく五名であり、小原氏を除いて他は大友氏流臼杵氏を初め同紋衆である。このように時に四・五名さらに七名の多きに達  
した場合もあるなど、員数及びその内部構成は必らずしも義鑑の置文通りに運営されていない」と述べる。<sup>(6)</sup>

以上四氏の説をあげたが、國衆を大友系とする田北説は採用せず、全て大神系氏族らの他姓衆とする点が共通している。次  
に芥川氏を除く三氏の説で共通して誤りを犯している点は、第二条「重書井日記箱之事」の付りとして示された奉行五名、つまり田北・一万田・臼杵・吉岡・小原を、第一条の付りとすることである。「付奉行事」を第二条のものとする理由は、第三  
条、第十一条の「付」の例から、当該条項末尾右寄せに記載されていることから、第一条に限って左側に記載される理由がな  
いこと、したがって外山氏が述べる第十一条との齟齬もおこらないことになる。

さて、四氏の説で共通する國衆＝非田北説について私見を述べるに当たって、まず義鑑死亡の年までの天文年間の加判衆を

次表にまとめてみる。(7)

年	代	加判衆(連署による)氏名	件数
(天文元カ)	六・一	田北親員・山下長就	
(天文元カ)	十一・十八	田口親忠・山下長就	
(天文二・三)	二・二十八・八・二十二	田北親員・山下長就・吉岡長増	
天文三・六・三		入田親廉・山下長就・吉岡長増・田北親員	
天文五・七・三	六・七・十二	入田親廉・山下長就・田北親員	
天文五・十二・十九		田口親忠・山下長就・入田親廉	
(天文五カ)		田北親員・斎藤長実・吉岡長増・山下長就	
天文七・八・十六	八・九・十三	入田親廉・白杵鑑統・雄城治景・斎藤長実・山下長就・田北親員	
(天文七・八)	九・七	入田親廉・田北親員・山下長就・白杵鑑統・雄城治景	
(天文八頃)	十一・二十五	斎藤長実・鑑弼・白杵鑑統	
天文九・四・六	十七・八・二十九	入田親廉・雄城治景・斎藤長実・白杵鑑統・山下長就	
(天文七・十三)	卯・二十一	白杵鑑統・雄城治景・斎藤長実	
天文十三・十・十五		入田親廉・雄城治景・白杵鑑統・山下長就	
天文十六・閏七・二十六	十八・正・十九	入田親廉・山下長就・斎藤長実・雄城治景	
(天文八・十八)	四・十六	雄城治景・白杵鑑統・斎藤長実・山下長就	
(天文八・十八)	十二・十六	山下長就・雄城治景・白杵鑑統	

姓未詳の鑑弼を除く八姓の  
加判衆を「豊陽志」に示され  
ている門閥によつて分類して  
みると「大友一族六十二家」に  
含まれるのは吉岡・入田・田  
口・白杵・田北の五氏、「緒  
方一族三十七家」に含まれる  
のは雄城氏だけで、斎藤・山  
下二氏は「諸氏百五十家」に  
含まれる。山下氏は「大友家  
臣城主姓氏錄」によると大神  
氏に含まれている。いずれに  
しても同紋・他紋の比は五対  
三であることは間違いない。  
連署の実態は、同率のほ  
か、同紋衆の比が高い場合、  
あるいは他紋衆の比が高い場  
合などまちまちである。これ

は義鑑の命を承わって奉ずる相手や内容の如何によつての変化である。

以上の実態から、天文十九年の義鑑条々第一条の國衆を大神姓に限定するトすれば、大神姓等諸氏を含む加判衆と大神姓氏族の一意といふ、きわめて限定されたものになるし、「國衆・加判衆一意の事」と國衆を加判衆の上位において表現をするだけ國衆即ち大神一族の実力者の存在も明確でない。したがつて、國衆を大神一族とすると、この条々は家臣團統制条目としての普遍性をもたないことになる。

義鑑がこの条項を第一条に据えた理由は、門閥抗争を懸念したという小乘的なものでなく、領国經營を如何に進めるかといふ大乗的なものであるはずである。加判衆はいわば事務執行機關にしかすぎず、大友家にとつてはそれ以上に重要視しなければならない一族が存在する。すなわち、豊後在住の実力者田原・志賀・戸次・一万田氏らの一族である。したがつて、第一条にみえる國衆とは大神一族ではなく、田北氏のいう有力大友姓氏族と解釈すべきである。

次に第十一条に見える加判衆六人の同紋・他紋比三対三の指示についてみると、義鑑の死亡した日から同二十二年三月二十五日までの例では、志賀・田北・吉岡・白杵・小原・雄城の六名連署があるが、同紋・他紋の比は四対二である。また、内容により連署者も二名、四名、五名等となり、その比も区々であるが、相対的に他紋衆の占める比率は低下している。ここに條々の空文化がみえる。

### 注

- (1) 『増補訂正編年大友史料』一四巻三四二号。
- (2) 『右同』一九巻七号。
- (3) 『豊後大友物語』昭和四十八年十一月 大分合同新聞社。
- (4) 『戦国史叢書9 豊後大友氏』昭和四十七年八月 新人物往来社。
- (5) 『大分の歴史』所収 昭和五十三年八月 大分合同新聞社。

(6) 「大名領国形成過程の研究」第二編第五章第一節 昭和五十八年一月雄山閣出版。

(7) 抽著「大友氏奉行人の変遷と時代考証」・芥川龍男「豊後大友氏」より抽出。

## 五 二老・三老・國衆

永禄四年（一五六一）九月二十六日、田原親宏は宇佐宮惣檢校及び祝氏に、豊前における大友・毛利合戦に際し、出陣した奈多鑑基勢が到津村を破却し、大宮司到津公憲を追放した件については、「二老國之衆」は全く閑知していないことで、父公澄は速かに到津村に還住すべきである旨を伝えた。<sup>(1)</sup>

この書状が、「二老・國之衆」の初見史料で、同四年九月二十九日には臼杵鑑速・一万田鑑実・木付鎮秀・朽網鑑康・清田鑑実・吉岡長増・志賀親度・田原親宏の同紋衆八名が連署の上、到津村破却・到津公憲追放事件の善処を奈多鑑基に申し入れ<sup>(2)</sup>ている。さらに、同日付けで宇佐社中に對して、奈多鑑基に社中の申出と大友家の対応を伝えた旨を、前記同様の八名で通知した。これを受け取った宇佐宮側は案文を作成し、端裏に「永禄二十ノ三日・二老國衆返事案文」と記している。<sup>(3)</sup>この外同年十月六日付け宇佐郡方分田原親質に対する一社中目安状にも、「二老國衆被申談在庄候、一切雜兵狼籍之儀、二老國衆無存知候由被申候」とみえる。<sup>(4)</sup>

田北氏は、「二老とは吉岡長増と臼杵鑑速なり、他は國衆なり、在來の郷土史籍に説明せる國衆と、茲に言ふ國衆を比較研究すべし。大神緒方一族を國衆と呼ぶ説は誤なる事判明せり」と注意を喚起している。氏が、二老を吉岡・臼杵とする理由は永禄四年十一月十日付けで吉岡鑑興にあてた佐田隆居等宇佐郡士七名の連署書状中に、「：門司御開陣之次第、長増・鑑速委細可有御申之條、不及申、宇佐郡衆中事茂、至日田郡二老御同前罷過候」<sup>(5)</sup>とある史料によると考えて差支えない。さらに、永禄四年十一月十五日付けで吉岡鑑興が前記宇佐郡衆七名にあてた返書に、「今度二老以同心、日田郡迄帰陣之趣」とあることによって、二老を吉岡・臼杵二名に比定することは間違いない。また、永禄五年八月十三日付け佐田隆居あて田原親宏書状<sup>(7)</sup>

中に見える二老とは、吉弘鑑理・戸次鑑連を指す。

次に、永禄十二年三月十七日付け戸次鑑連・吉弘鑑理・白杵鑑速<sup>(8)</sup>て安東鎮景書状に、「去年以来至筑前表御三老御在陣：」と、三老という表現もある。この三老については、同年十二月十五日付け麻生攝津守あて小早川隆景書状中にも「豊州三老之調略…」と使用されている。

以上、二老・三老の表現は、在国時に利用される例はなく、複数の加判衆が指揮官として国外に出陣している場合や、筑前駐在の鑑連・鑑理等を指す場合にのみ使用されており、単なる略称で制度化されたものではない。

次に、國之衆とか國衆と表現される人々については前項で性格付けを試みた。本項でも二老國衆として連署者八名をあげたが、八名は全て有力な大友庶家であり、義鑑条々にみえる國衆そのものであるといつても過言ではない。また、十二月二十九日付け吉弘鑑理あて大友宗麟書状中に、龍造寺隆信と浦上宗鉄の間にかわされた密通事件について、筑前在國の三老（鑑理・鑑連・鑑速）の手にあるならば、國の衆又は近辺之衆一名を派遣する用意がある旨を伝えている。したがって、國之衆・國衆は、重大な局面に対応し得るに十分なる人物であることは確実で、從来唱えられている繙方一族をあてる國衆とは考え難く、当然大友一族の実力者でなければならない。

筑前立花西城督の吉弘鑑理は、元亀二年ごろ養性の甲斐なく病死してしまった。子息鎮信は若くして入道して宗鳳と号し、幼少の時より宗麟の側近に召し置かれていた。宗麟は鑑理の死に際しても鎮信を手ばなさず、鎮信の子松市を「准國之衆、一筋目模之奉公專一」として奉公させている。<sup>(11)</sup>つまり、幼少の松市を國衆に准ずる扱いにしたのである。このことは、鑑連・鑑速にも伝えられ、「南北の國之衆中」銘々にも伝えられた。「南北國衆」としては、天正五年（一五七七）六月一日付け由原宮造営用途間別錢取帳<sup>(12)</sup>に、志賀道輝・一万田宗慶（以上南郡衆）、田原宗龜・吉弘宗房（以上北浦邊衆）が見えることから、國衆はやはり大友有力庶子家とするのが妥当である。

史料的には有力大友庶子家を國衆と呼ぶことは確実であるが、この呼称は單に庶子家を指すのか、あるいは何かの規制があ

るのかについては判然としない。『フロイス日本史6 豊後篇』<sup>1</sup> 第一章をみると、「この地方の殿は朽網殿といい、日本では國衆という身分で、我ら（ヨーロッパ）では侯爵に相当した」と、國衆とは身分上の呼称であると述べる。

この事について訳者は、「國衆とは、南北朝、室町、戦国期における在地領主層に対する一般的称呼（角川「日本史辞典」）であり、フロイスも當時一般の例にならって用いている。ところで豊後においては、「國衆」という語には若干特別な意味がこめられている。まず、それは関東から新しく入部した大友一族に対して、大神、清原、大蔵氏など土着の在地領主層「國侍」に対する称呼と考えられている（『兩豐記』四二四ページ）。しかし永禄四年（一五六一）九月二十九日付「到津文書」に「二老國衆」とあるように、戦国期には「國衆」とは一万田、木付、朽網、清田氏など大友一族をも包含した在地領主層をいい、吉岡長増、臼杵鑑速ら大友氏側近の直臣層に対置して用いられている（『増訂大友史料』二十一ノ六九ページ）」と注している。二老を直臣層とし、國衆と区別するのは前述の事実から納得できない。

また、同書豊後篇2 第三四章では、「豊後国には、田原親賢という一人の國衆（それは國のもっとも高貴な殿たちのことである）がいた。（中略）、彼は同時にその國の宿老ツガエルナドールであり、（同）國の大部分の監督・管理（權）を有しており、（後略）」とみえるように、國衆と宿老は異質なものであることを明確にしている。すなわち國衆は身分的なもの、宿老は行政的なものであることが判明する。

天正八年のものと推定されている一万田宗慶・戸次鎮連・朽網紹策・戸次紹珊瑚・一万田宗傑・志賀道易（以上人物中、一万田宗傑は實在せず、一万田宗移と戸次宗傑が混同されたものである）<sup>14</sup> が連署し、近習各中にあてた史料中、「一國衆計を老中とする事、不審の義なり、（中略）今時の老者皆國衆にて御座候へハ、ふけん成田舎人なり（後略）」とみえる。事実、天正六年の日向侵攻失敗後の加判衆をみると、朽網宗歎・一万田宗慶・木付宗虎・田原紹忍・志賀道輝・臼杵鎮理・田原親盛らで占められており、大友一紋以外の氏族はみえない。したがって、近習各中あて史料は当時の情況をよく伝えていることになる。ただ田北氏は、この史料が玖珠郡衆帆足家に伝わっていることから、また國衆ばかりを家老職に選任せるを非難していることか

ら、この史料は豊後清原一族中の何人かが、南郡衆の名を騙つて義統に届けようとした落し文又は矢文の案文なんらんか、と文書の性格に疑問を投げかけている。

## 注

- (1) 「増補訂正編年大友史料」二一卷一四三号。
- (2) 「右同」二一卷一四五号。
- (3) 「右同」二一卷一四六号。
- (4) 「右同」二一卷一四七号。
- (5) 「右同」二一卷一五八号。
- (6) 「右同」二一卷一六二号。
- (7) 「右同」二一卷二一一号。
- (8) 「右同」二一卷三一二号。
- (9) 「右同」二一卷五〇五号。
- (10) 「右同」二一卷五一八号。
- (11) 「右同」二三卷一三〇号。
- (12) 「右同」二三卷四六二号。
- (13) 昭和五十六年十二月普及版 中央公論社。
- (14) 「増補訂正編年大友史料」二四卷四〇八号。

## 六 問題点の集約

大友家臣団を門閥によって明確に分類するようになるのは、少なくとも江戸期になってからのことと思われる。門閥を明確に示す天正十一年の「大友部下姓氏付」は、一具の史料から、明治以降の偽作になる可能性が濃く、一概に信用し難い。確かに、これら門閥関係史料や、野史にみえる分類や記述は十分考えられることではあるが、確實な史料による裏付けが取れないのが現状である。しかし、行政上の役割としての区分、つまり宿老・老中・年寄・方分・申次などの区分は明確化している。また、身分的な表現としては、抽象的ではあるが、国衆・近辺衆などの用語が使用されている。

大友惣領家が掌握する在地領主は、守護大名から戦国大名へと転化する過程の中で、次第に被官化していくが、門閥的な把握はなされなかつたことは確実で、全て国人として掌握されていたことは史料によつても明白である。しかし、国人といつても、田原氏や佐伯氏らのように、惣領家とは無関係に独立的な動きを示す国人層もあり、あるいは一揆を結成したりしなければ行動に支障をきたす弱小国人層も存在したことも確実である。

ところが、戦国大名としての地位が固まる義鑑代になると、国衆という身分的呼称が使用されるようになる。つまり有力な大友庶子家に対する呼称である。それは、文明年間以来の加判衆に名を連ねる大友庶子家は、石合・久保・得永・大神・一万田・豊饒・臼杵・田口・入田・田北・吉岡氏らで、一万田・入田・田北氏を除く氏族は小庶子家でしかない。それが、義鑑弑逆事件を境にして、志賀・吉弘・田原・戸次・木付氏ら有力庶子家が加判衆に加わるようになり、臼杵・田北・一万田氏と共に大友家中枢に位置するようになる。義鑑が死に臨んで発した条々第一条に見える国衆の抬頭である。

この国衆を大神姓等他姓としてみると、加判衆として活躍した本庄・上野・岐部・朽網・寒田・永留・小佐井・大津留・市河・小原・斎藤・坂折・木上・津久見各氏は、政親義右父子の対立、大聖院宗心の謀略、朽網親満の乱、大神親照謀殺事件、佐伯惟治討伐事件等々の紛争により、次第に淘汰され、義鑑代には雄城・山下・斎藤氏らが名を出す程度で大友惣領家をおび

やかすような氏族は全く姿を消している。このような情況下で、國衆つまり他姓衆と加判衆の一意を説く必要もなく領國經營の指針としては極めて小乘的であるといわねばならない。

外山氏は、田北氏の説く國衆イコール大友庶子家説を批判し、國衆とは国人衆の意であるとしりぞける。確かに、南北朝期以来義鑑代初まで登場する國衆という表現は、門閥的要素を含まない一般的なものであるが、義鑑条々以後使用される國衆と同一視するには納得できない史料が多い。事実、同紋衆が加判衆を独占するようになる天正年間に、加判衆に採用されない南郡衆の一部の者が、「國衆計りを老中とすること不審也」と、大友惣領家の政治方針を批判していることからも、國衆を他姓衆とするわけにはいかない。このことは天正十二年卯月三日付け府蘭条々覚に「就政道閉目等之儀、或國之衆、或近習、其外諸侍中、号召籠徒取留候事、太不可然事」とあることからも裏付けられよう。

以上のことから、義鑑体制確立期以前の國衆＝國人衆とは、門閥を示す呼称ではなく、在地領主全般を指す総称的用語として使用されていたが、確立以後の國衆の意は、フロイスのいう身分的な、しかもほん大友有力庶子家に限定された呼称になつたことは疑いない。また、英雄柴田礼農がその功績により同紋衆に列したことも、國衆への昇格という前程であったかも知れない。

以上、國衆という語をどのように規定するかについて私見を述べたが、これだけで十分な説明であるとはいえないし、当然従来の説を是とする説も成り立つかかもしれない。先学諸氏の叱正を受け、今後の研究を期す所大である。

(大分県総務部参事・  
██████████)